

実験計画の軽微な変更を行う届出に関する申合せ

令和3年2月24日

埼玉大学遺伝子組換え実験安全委員会委員長 裁定

(趣旨)

第1 この申合せは、埼玉大学における遺伝子組換え実験について、国立大学法人埼玉大学遺伝子組換え実験実施規則（以下「規則」という。）第13条に定める実験計画の軽微な変更を行う届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(軽微な変更内容)

第2 規則第13条に定める実験計画の軽微な変更の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 実験実施期間の5か年以内の変更
- (2) 実験従事者の変更
- (3) 実験場所の変更のうち、同一拡散防止レベル内で遺伝子組換え実験安全委員会による拡散防止措置の確認が完了している実験場所への変更又は実験場所の使用の中止

(届出)

第3 実験責任者は、第2に定める変更を行う場合は、遺伝子組換え実験計画書（規則別紙様式1）又は遺伝子組換え実験計画書（特定飼育区画又は特定網室等における実験）（規則別紙様式2）により届け出るものとする。

附 則

この申合せは、令和3年4月1日から施行する。